

大和高田市 子ども読書活動 推進計画



平成28年

大和高田市教育委員会

～ 目 次 ～

はじめに

第1章 計画策定の背景

1. 子どもの読書活動をめぐる動き
2. 情報化社会の進展

第2章 基本的な考え方

1. 基本方針
2. 計画の期間

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組

1. 家庭・地域
2. 幼稚園・こども園・保育所（園）・地域子育て支援拠点事業
3. 学校
4. 図書館

第4章 読書活動関係施策の効果的な推進に向けて

1. 家庭、地域、学校等の連携・協力の推進
2. 啓発・広報等の推進
3. 今後の取組について

はじめに

読書は、子どもが言葉を学び、本の世界の中でイメージを広げるなどの経験を通して、読解力・表現力・想像力を高めてくれます。また、日常の直接体験では得られない発見や出会いにふれることができます。その体験によって視野が広がり、言葉や心理を理解し、豊かな感情や感性が育まれていきます。子どもが多くの情報や知識を習得し、様々な人々の生き方にふれることで、将来への夢や希望に心をときめかせるなどの喜びを感じることができます。

急激な社会の変化とともに、子どもを取り巻く読書環境は大きく変わってきています。本を読まないという状況が広がっているなかで、読書離れや活字離れが引き起こす表現力の不足により、衝撃的な行動につながったという社会現象も指摘されるようになってきました。そのため、効果的な施策を総合的に推進して、社会全体で子どもの読書活動を支援し、浸透させていく必要があります。子どもが豊かな読書体験をしていくためには、乳幼児期からの絵本とのかかわりや、昔話や物語に親しむ機会をもつことに加え、大人が、子どもの発達段階にふさわしい本を手渡し、読書の楽しさを伝えていくことが重要になってきます。さらに、「読書活動」には、子ども自身が正しい判断力を養い、生命の大切さを感じ取り、思いやりの心と生きる喜びを見いだす、子どもの成長に欠くことのできない重要なはたらきがあるといわれています。そのためにも、家庭・地域・学校・図書館等が連携・協力して子どもの読書活動を推進していくことが必要です。

第1章 計画策定の背景

1. 子どもの読書活動をめぐる動き

近年、わが国の子どもの「読書離れ」が指摘される中、読書のもつ価値を認識し、子どもの読書活動を支援するため、国は平成13年に「**子どもの読書活動の推進に関する法律**」*1を定めました。そして、同法第8条第1項の規定に基づき、平成14年に国が「**子どもの読書活動に関する基本的な計画**」*2を、奈良県が平成15年7月に「奈良県子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動を支援する動きが活発化しました。

(社)全国学校図書館協議会と毎日新聞が実施した「第55回学校読書調査」(平成21年度調査)では、中学・高校の不読率(1ヶ月の間に1冊も本を読まなかった割合)が、昨年度を下回るという結果が出ました。10年前に48.0%だった中学校の不読率が、この調査では13.2%と、過去10年間で最も低い数値だったこととなります。小学校でも10年前に10%以上だった不読率は、近年5%前後で推移しています。これは、「朝の読書」など、さまざまな読書活動推進の取組によって、子どもが本にふれる機会が増えたことの効果が上がっていることが考えられます。しかし一方で、よく読まれた本は、映像化されたものやシリーズものに偏る傾向が見られ、(社)全国学校図書館協議会は、今後は、平均読書冊数の数値に一喜一憂するのではなく、読書内容の指導にいっそう力を入れる必要があるとまとめています。

本市でも、平成28年度に「大和高田市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書をめぐる環境の整備や人材の育成等を推進していきます。

- *1 この法律は、子どもの読書活動推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務などを明らかにするとともに、国が基本計画を策定、公表し、4月23日を「子ども読書の日」とすることなどを規定しています。
- *2 平成14年8月に策定された「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」は、県や市町村が定める「子ども読書活動推進計画」の指針となるものです。

2. 情報化社会の進展

テレビ、ビデオ・DVD、インターネット、携帯電話などを媒介とし、子どもでも大量の情報を手軽に利用できるなど情報化が進みましたが、利便性が向上した反面、膨大で雑多な情報の洪水に子どもがさらされる危険も伴っています。また、テレビやゲームなどに時間を費やすことによる実体験の不足や、子どもの発達に及ぼす影響などが懸念されています。

第2章 基本的な考え方

1. 基本方針

子どもが本と出会うことで、想像力を高め、新しい知識を得、読書の楽しさに気づくことは、読書習慣を身につけていく上で重要なことです。発達段階に合わせて本に親しみ、読書を楽しむ子どもの育成のため、国、県の基本計画を受け、本市の状況を踏まえた上で、次のことを基本方針として、子どもの読書活動の充実を図るものです。

(1) 家庭、地域、学校等を通じた社会全体での取組の推進

子どもが自主的に読書を行うようになるためには、乳幼児期から読書に親しむような環境づくりに配慮するとともに、家庭、地域、学校等を通じた社会全体での取組が必要です。そのため、本市は次の観点から子どもの読書活動の推進に取り組みます。

- ア 家庭、地域、学校の役割を明確にし、それぞれが役割を果たせるよう努めます。
- イ 発達段階に応じて、子どもが読書の楽しさを自ら知るきっかけを作るとともに、読書活動を広げ読書体験を深めることができるよう、読書に親しむ機会の提供に努めます。
- ウ 子どもの読書活動を支えるため、図書館資料など環境の整備・充実に努めます。
- エ 子どもの読書活動に取り組むボランティアや、市民活動団体と連携・協力するとともに、活動の支援に努めます。
- オ 家庭、地域、学校等が相互に連携して、読書に親しむ環境づくりに取り組むよう促します。

(2) 社会的気運を醸成するための啓発・広報活動の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、保護者はもとより市民一人一人が、読書活動の意義や重要性について理解と関心を高めなければなりません。このような観点から、本市は、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運を醸成するため、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発に努めます。

2. 計画の期間

平成28年度から平成32年度の5年間とします。

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組

1. 家庭・地域

家庭は子どもたちにとって最初に本や読書に出会う場です。生活の基本である家庭の中で子どもの言葉が芽生えることから、家庭では子どもが本に親しむ環境づくりを心がけることが望まれます。乳幼児は、親や家族から温もりのある肉声で、絵本の読み聞かせを聞くことで、絵本に親しみをもつようになり、やがて親子がコミュニケーションを通じて、子どもの感性や情緒を育て、言葉を発達させていくようになります。

(1) 家庭での子どもの読書活動の推進

①「おはなし会」*¹「きらら（えほんとわらべうたの時間）」の充実と参加の呼びかけ

図書館では、子どもの読書活動に関するさまざまな行事を開催しています。今後も、テーマに沿った本や、絵本を使った「おはなし会」や読み聞かせなど、親子で参加してふれあえる魅力的な行事の開催の機会や内容の充実を図ります。また、これらの行事を周知するために、市のホームページ、広報誌等による開催のPRに努めます。

②「ブックスタート事業」*²を実施

乳幼児期からの読み聞かせの大切さを保護者に理解してもらうため、読み聞かせの方法や意義などを説明して絵本とバッグをプレゼントする「ブックスタート事業」を実施しています。

(2) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

① 子ども読書の日・読書週間の取組

4月23日は「**子ども読書の日**」*³として制定（「子どもの読書活動の推進に関する法律」平成13年12月施行）されました。本市でも今後、法律の趣旨に沿った様々な行事を開催して、子どもの読書活動推進のための積極的な取組を行いたいと思います。また、子どもの読書週間と秋の読書週間は本とのふれあいを再認識する絶好の機会であり、各校園所では、啓発広報を行っていきます。図書館においても、小学校ビブリオバトルなど、子どもの読書啓発イベントを積極的に展開していきます。

② 「家読（うちどく）」*⁴への取組

子どもが読書習慣を身に付けるためには、家庭での読書環境を整えることが大切です。いつも身近な場所に本があり、子どもの周りにいる大人が普段から本に親しむ姿を示すことは、子どもが読書に興味をもつきっかけとなります。また、家庭での読書を習慣付けることは、テレビやコンピューターゲームなど電子メディアとの過度な関わりを軽減し、生活習慣を整えることにもつながります。「家読」は、本を介した家族間のコミュニケーションを推奨する運動です。「家読」を推進することにより、家庭での読書環境が整備されるよう取り組みます。

- *1 子どもたちを集めて「おはなし」を聞かせる集まりのこと。主に、図書館や学校、文庫などで行われる。おはなし会の内容は対象となる子どもの年齢にあわせて、絵本や紙芝居の読み聞かせ、ストーリーテリング（物語を覚えて本を使わずに語る）など、子どもが興味をもつように工夫して行われる。
- *2 1992年に英国ブックトラストの推進により、イギリスのバーミンガムで始まった運動。自治体の乳幼児検診などの際に、図書館職員やボランティアなどが、読み方や接し方の説明をしながら絵本を手渡す。
- *3 「子どもの読書活動推進に関する法律」に基づき制定され、国や地方公共団体に対し、子どもが本と出会うための事業を実施するよう求めている。
- *4 「朝の読書」で読書の習慣を身に付けた子どもたちを手本に、家庭でも読書を習慣付けようと2006年に書籍等の取次会社である（株）トーハンが提唱して始まった運動。本を介して家族間のコミュニケーションを深めることを目的とし、家族で一緒に本を読んで感想を語り合うこと等を進めている。

2. 幼稚園・こども園・保育所（園）・地域子育て支援拠点事業

幼稚園・こども園・保育所（園）等において、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に示されているように、幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう、その指導の充実を促進します。園児がよりよい本と出会い、読書の楽しさを味わうことができるよう、絵本や物語の読み聞かせや、題材選び等の工夫を進めます。図書館の推薦リストなどを参考に、発達段階に応じた絵本を用意して絵本コーナーを充実するとともに、保護者への貸

し出しを行い、機会のあるごとに保護者に家庭での読み聞かせの効果や読書の大切さを訴えていきます。また、地域子育て拠点事業として設置されている「子育て支援センター」でも、未就園児の親子を対象にした絵本の読み聞かせなどを行い、本と出会う機会を提供して子育てを支援していきます。

(1) 地域での子どもの読書活動の推進

① 絵本や物語に親しむ取組

幼稚園・こども園・保育所（園）では、保育者による絵本の読み聞かせや紙芝居を活動時間の中に積極的に取り入れ、絵や言葉の中に喜びや楽しさを見つけるための読書活動を行っています。これらの活動を充実するとともに、保育者が読書指導や図書の利用指導を学ぶために、研修会や講習会への積極的な参加を勧めていきます。

② 幼稚園・こども園・保育所（園）における未就園児への取組

家庭で、保護者が子どもに対して、絵本などを使った肉声での語りかけを十分に行うことが、子どものすこやかな成長には欠かせません。各幼稚園・こども園・保育所（園）では未就園児の来園の機会をとらえ、家庭に絵本を貸出しするなど、入園までの読書体験を支援するための取組を行っています。

③ 地域子育て支援拠点事業

「子育て支援センター」では、絵本の貸し出しを行っています。貸出期間は2週間です。「赤ちゃんから楽しめる絵本」「乳幼児が出会って楽しい絵本」「大人のための絵本」に分類したブックリストを作成しホームページに掲載しています。

(2) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

① 保護者へのはたらきかけ

保護者に乳幼児期からの読書（読み聞かせ）の大切さを伝え、成長に応じた絵本の選び方や選定図書リスト等の紹介をしていきます。また、家庭でも本と親しむ機会がもたれるように、図書コーナーから絵本の貸し出しを行い、親子読書へのはたらきかけを行っています。

3. 学校

(1) 学校等で読書に親しむ機会の充実

児童生徒が読書活動に積極的に取り組み、想像力を豊かにするために、様々な手法による読み聞かせなど発達段階に応じた指導法を工夫していきます。また、「総合的な学習の時間」をはじめ、すべての教科等において、学校図書館の活用や読書活動を取り入れたりする工夫を検討していきます。小・中・高等学校において、時間を決め、一斉に読書することは、読書習慣や自ら学ぶ姿勢を身に付けるとともに、心や感性を育てます。そのため、朝の読書^{*1}活動をはじめ、一斉に読書に親しむ時間を週に1回以上設ける等、子どもの読書活動を推進します。

(2) 学校等の読書環境の整備・充実

ア 図書資料の充実

子どもの知的活動を増進し、多種多様な興味・関心に応え、魅力的な図書資料を充実するため、国の「**学校図書館図書整備新5か年計画**」^{*2}（平成24年度から新たに5年）に基づき、適切な廃棄と更新を行う中で、学校図書館図書の計画的な整備に努めます。また、**学校図書館図書標準**^{*3}を達成し、新鮮で魅力ある蔵書の整備に努めます。学校図書館の効率的な運用を目指し、各学校での学校図書館業務へのパソコン導入や蔵書のデータベース化の完全導入に向けた検討を進めます。

イ 読書スペース等の整備

各学校において、教室や廊下等に読書ができるコーナーを設ける等、工夫を行うとともに多様な読書活動の推進が図られるよう、学校図書館の優れた活用事例を紹介します。また、学校図書館の空調機の整備を進め、望ましい学校図書館や読書スペースについて配慮します。

ウ 情報化の推進

学校図書館用図書情報のデータベース化を行うことで、貸出・返却や点検などの様々な業務の効率化を図ります。また、子どもの読みたい本が検索により見つけやすくなるよう学校図書館のより効果的な利用を促すため、情報化の推進を図ります。

エ 人的環境の整備・充実

学校図書館を有効的に機能させるためには、学校司書や司書教諭、学校図書館担当者の果たす役割がますます重要になってきています。また、子どもの学習活動や読書活動を推進していくために、校内研修や研究会等を充実し、司書教諭や図書館教育担当者と児童生徒の委員会活動（図書委員会）とが連携し、読書相談、読み聞かせ、図書館だよりの作成、

図書の補修、資料の収集、学校図書館用図書のデータベース化の作業を行うなど、読書指導の充実や環境の整備を進めます。

また、学校ごとに読み聞かせや図書館運営に関するボランティアを募り、学校図書館担当者と協力して、より円滑な学校図書館の運営を行います。学校図書館支援ボランティアに対して、研修会や講座の実施、他校の活動の様子などを知るための交流会を開催します。学校図書館において、保護者や地域の方の協力のもと、読み聞かせ、図書の補修、図書揭示物の作成等のボランティア活動を推進し、活性化に努めます。

4. 図書館

図書館では、ボランティアの協力も得て、毎週土曜日によみきかせ、おはなし会、おはなし会きらら（わらべうたの時間）など対象年齢にあった子どもが絵本や物語に親しむ機会の提供に努めていますが、今後も積極的にこれらの事業を継続していきます。

○図書館の主な活動

- 貸出業務→初めて借りる人は、申し込み書と住所を確認できるものをカウンターへ。カード1枚で、10冊2週間借りることができます。
- 幼稚園・こども園・保育所（園）・学校への団体貸出
→カード1枚で最高50冊まで貸出し、保育時間や授業のサポートをします。
- 学習室の提供→貸出カードと、座席券で受付し、学習室42席を利用することができます。（中学生以上）
- ブックスタート事業→4か月児健診の際に、健診場所の保健センターと連携して、メッセージを伝えるとともに絵本と図書館用バッグを渡します。
- 見学依頼への対応→市内小学3年「市内の施設をめぐる」の授業サポートをします。
- 職業体験への対応→市内及び近隣中学校、作業所等からの依頼に応え協力します。
- 図書館を使った調べる学習地域コンクール開催
- 人形劇・親子講座の開催
- おはなし会の開催：
毎月第1・3土曜日
→図書館員による読み聞かせ
毎月第2土曜日
→「たかだおはなしろうそくの会」が4才以上を対象に、おはなし会
毎月第4土曜日
→「たかだおはなしろうそくの会」が3才以下を対象に、おはなし会

- *1 学校で毎朝始業前の10分間、児童生徒教職員全員が本を読む運動。1988年、千葉県の高教諭 林 公（はやしひろし）氏が提唱して実践したのが始まり。
- *2 平成24年度から新5カ年計画がスタート。学校図書館図書整備の他、学校図書館への新聞配備、学校図書館担当職員の配置等に予算がつくことになった。
- *3 学校図書館の図書の充実を図り、児童生徒の健全な教養を育成するため、学級数に応じた蔵書冊数が設定された。教育委員会においては、このことを周知し、公立義務教育諸学校において学校図書館の図書の整備が行われなくてはならない。

第4章 読書活動関係施策の効果的な推進に向けて

1. 家庭、地域、学校等の連携・協力の推進

(1) 学校と家庭の連携による読書指導の推進

学校図書館だより等を発行し、学校での読書活動や家庭での読書の効用、推薦図書の情報等を家庭に提供するとともに、保護者懇談会やPTAの会議等において、子どもの読書活動に関する意見交換を行うなど学校と家庭が連携を図ることにより、双方から子どもに対する効果的な読書活動を推進します。

(2) 学校の読書活動における地域の人材の活用

学校図書館の運営や読書行事等について、保護者や地域のボランティア等の協力を得ることにより、学校の読書活動の充実を図ります。

(3) 学校と図書館との連携推進

図書館職員等が、出前おはなし会や読み聞かせをはじめ、学校の図書委員会等の活動を支援するとともに、学校行事として、児童生徒が図書館を体験・見学するなど学校と図書館が連携することにより、学校・地域双方の読書活動の充実を図ります。

(4) 学校図書館の開放の推進

子どもたちが、読書を通じ交流する場として学校図書館の活用を図ります。

2. 啓発・広報の推進

(1) 「子ども読書の日」を中心とした啓発活動の推進

「子ども読書の日」（4月23日）、「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）および秋の「読書週間」（10月27日～11月9日）「文字・活字文化の日」（10月27日）において、その趣旨に基づいた行事の実施を奨励し、関係団体等との連携のもと、子どもが自発的に本に親しむことができるよう、子どもや保護者をはじめ広く市民に読書活動の普及啓発を推進します。

(2) 各種媒体を活用した広報の推進

広報、市ホームページ等各種広報媒体を活用し、子どもの読書活動の意義や必要性等をPRすることにより、子どもの読書活動に対する市民の理解や意識の高揚を図るとともに、各種の情報がよりよく市民に浸透するよう努めます。

3. 今後の取組について

(1) 絵本の読み聞かせや、おはなし会の充実

これらは子どもの読書への誘いに有効な手段です。これらを体験できる機会を図書館、学校、地域の子ども会などで今後も設けていきます。

(2) 「図書館を使った調べる学習」継続開催

「図書館を使った調べる学習」は、自分で課題を見つけ資料を基に解決していく過程が必要です。一冊ずつ資料を調べながら答えにたどり着くという体験は、とても貴重で子どもたちの「生きる力」となります。読書の重要性を踏まえ、活性化を目的として、毎年大和高田市立図書館が実施していきます。

大和高田地域コンクールも開催し、子ども達の成果を発信し、やる気を育てていきます。優秀な作品は全国コンクールにも応募し、大和高田市の読書啓発に結び付けます。

(3) 子ども向け読書イベントの開催

ビブリオバトルや絵本かるたなど、本に関連したイベントを積極的に展開し、本の楽しさを伝えていきます。

(4) 図書館と学校の連携強化

学校のカリキュラムに沿った図書館資料を子ども達に提供していき、それらの資料を使いながら教科書の内容をより深く理解していくようにします。

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日 法律第 154 号

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第 8 条 1 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

- 第9条1 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という）を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という）を策定するよう努めなければならない。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
 - 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第10条1 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
 - 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

- 第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。